

「子供の居場所」づくりに対する財政支援の一覧【中部地方】（平成29年4月現在）

《新潟県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
子どもの居場所づくり事業 （H29 604万円）	社会福祉法人、NPO 法人 等	子どもが安心して生活できる居場所を確保し、地域の子どもを地域で見守り育む取組を支援する。 ① 子どもの居場所アドバイザー派遣 ② 衛生管理・安全確保体制整備 ③ 居場所開設環境整備 ※②③について1団体あたり1回のみ、上限額20万円(補助率10/10)	新潟県 福祉保健部児童家庭課 TEL 025-280-5214

《富山県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
とやまっ子さんさん広場推進事業 （H29 780万円）	町内会等の地域住民団体、ボランティア・NPO活動を行う組織、団体、その他知事が適当と認める団体	地域において多様な形で取り組む自主的な子どもの居場所づくりを支援する。 ＜補助基準額＞ 開設日数に応じて50～100万円または、別途協議する額 ＜補助率＞ 県 1/2、市町村 1/2	富山県 子ども支援課 TEL 076-444-3209
子どもほっとサロン事業 （H29 140万円）	町内会等の地域住民団体、ボランティア・NPO活動を行う組織、団体、その他知事が適当と認める団体	こども食堂と子どもの居場所づくり活動を併せて行う活動の立上げ及び初期の運営に必要な経費を市町村とともに支援 ＜補助基準額＞ 1箇所当たり20万円 ＜補助率＞ 県 1/2、市町村 1/2	富山県 子ども支援課 TEL 076-444-3136 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1201/ki00017693.html
地域子育て広場事業 ・親子の交流の場 （H29 50万円）	町内会等の地域住民団体、ボランティア・NPO活動を行う組織・団体	地域において自主的に子どもの居場所や親子の交流の場を進める事業者を支援する。 ＜補助基準額＞ 20万円 ＜補助率＞ 市 10/10	高岡市 子ども・子育て課 TEL 0766-20-1377

《長野県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
<p>信州子どもカフェ推進地域 プラットフォーム構築・運営 事業 (H29 574万円)</p>	<p>市町村、子育て支援団体等 の信州子どもカフェ設置へ の参加希望者</p>	<p>「信州子どもカフェ」の設置に向 けた広報活動や会場及び学習支援 ボランティアの確保への協力、効 率的・効果的な運営のためのセミ ナー・研修会の実施</p>	<p>長野県 県民文化部子ども・家庭課 家庭支援係 TEL 026-235-7095 http://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/hitorioya/ibasyohome.html</p>
<p>子どもの居場所づくり交付金 (H29 100万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位町会または地区町会 連合会に属する団体 ・ 市民活動団体 ・ その他市長が認定する団体 	<p>子どもの孤食や欠食を防ぐととも に、学習支援や保護者支援を行 い、地域の中に健康と安全を守る ための居場所づくりを促進する。 ・ 月1回の実施に対し、年間10 万円を交付（上限額30万円） ・ 初期経費を補助（上限額10万円）</p>	<p>松本市 子ども部子ども福祉課 TEL 0263-33-4767</p>
<p>三世代交流食堂交付金 (H29 95万円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位町会または地区町会 連合会に属する団体 ・ 市民活動団体 ・ その他市長が認定する団体 	<p>子どもの孤食や欠食を防ぐための 食事提供や、こどもが安心して過 ごせる居場所を提供し、地域と交 流することにより、お互いを支え 合う仕組みをつくる。 モデル事業1カ所95万円</p>	<p>松本市 子ども部子ども福祉課 TEL 0263-33-4767</p>

<p>子ども・若者社会参加支援事業 (H29 113万円)</p>	<p>市内NPO法人</p>	<p>不登校・ひきこもり状態にある者で障害福祉サービスの対象にならない者を対象にフリースペース、就労支援、学習支援を委託実施。利用料は無料。食費等の実費は自己負担。</p>	<p>大町市 民生部子育て支援課 子育て支援係 TEL 0261-22-0420 (内線 757) http://www.city.omachi.nagano.jp/00009000/00009100/kodomowakamono.html</p>
<p>子どもの居場所事業 (H29 48万円)</p>	<p>NPO法人又は任意団体等</p>	<p>子どもへの食事提供、学習支援、生活体験の機会の提供等の事業実施に伴う必要な額を補助。 ※補助率、上限額については未定</p>	<p>大町市 民生部子育て支援課子育て支援係 TEL 0261-22-0420 (内線 757)</p>
<p>茅野市みんなのまちづくり支援事業 (H29 450万円)</p>	<p>複数人で構成される団体であり、目的や活動内容など、団体の運営に必要な事項が明確にされている団体</p>	<p>市内で自主性、主体性、公益性のある事業（不特定多数を対象とし、多くの市民がその事業に参画または参加できるように創意工夫された事業）を実施するものへ次のような補助を行う</p> <p>① イベント・企画支援事業 (補助率 10/10 以内 上限 10万円)</p> <p>② スタート支援事業 (補助率 9/10～7/10 以内 上限 20～40万円：継続年数により変動)</p> <p>③ 協働活動支援事業 (補助率 6/10 以内 上限 30万円)</p>	<p>茅野市 市民活動センター「ゆいわーく茅野」 TEL 0266-75-0633 http://www.city.chino.lg.jp/www/contents/1000000373000/</p>

<p>地域で支える“ひとり親家庭”サポート事業 (H29 230万円)</p>	<p>NPO法人等、市民活動団体等、計3団体</p>	<p>ひとり親家庭の子どもを対象に、行政と民間団体の協働で以下のことを行い、地域で支えあう仕組みづくりを行う。</p> <p>① 学習習慣の定着や学力の向上を通じ貧困の連鎖を断ち切るための学習支援</p> <p>② 仲間等と囲む食事の楽しさを経験させ成長期に必要な栄養を補うための食事の提供</p> <p>③ ①や②の他、レクリエーションや悩み事相談などを通じ、子どもが安心して過ごせる居場所づくり (1団体に付き約76万円で委託)</p>	<p>千曲市 こども未来課 TEL 026-273-1111 (内線 6217)</p> <p>http://www.city.chikuma.lg.jp/docs/2015062400017/</p>
<p>公民館事業</p>	<p>公民館利用登録団体</p>	<p>原村中央公民館を居場所とする活動に対しての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公民館貸出(利用料無料) • 有線告知放送無料 	<p>原村 教育課原村中央公民館 TEL 0266-79-4185</p>

《岐阜県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
子どもの居場所づくり推進事業（子ども支援プロジェクト事業費補助金） （H29 240万円）	地方公共団体（市町村）	ひとり親家庭の子どもへの学習支援や食事の提供等を通じた居場所づくりを行う団体に対し、補助等を行う市町村へ補助金を交付する。（初年度のみ） 補助率1/2、上限額140万円	岐阜県 健康福祉部子ども・女性局 子ども家庭課子ども支援係 TEL 058-272-8326
子ども食堂運営支援事業費補助金 （H29 560万円）	地方公共団体（市町村）	生活困窮世帯等の子どもへの学習支援や食事の提供等を通じた居場所づくりを行う団体に対し、補助等を行う市町村へ補助金を交付する。（初年度のみ） 補助率1/2、上限額140万円	岐阜県 健康福祉部地域福祉課 地域福祉・人材係 TEL 058-272-8261
子ども食堂支援事業補助金 （H29 42万円）	公益法人、一般法人、NPO法人又は任意団体で、子ども食堂事業を行うもの	子どもの貧困対策のための子ども食堂の運営に関する補助金を交付する。 （上限額21万円 事業の実施に必要な食材費、人件費を補助）	岐阜市 子ども未来部 子ども政策課政策係 TEL 058-214-2397

<p>子どもの居場所づくり事業 (H29 948万円)</p>	<p>公益法人、一般法人、NPO法人で、子どもの居場所づくり事業を行うもの</p>	<p>子どもが安心して遊べる場所として、また放課後児童クラブに入れない子どもの居場所として子どもの居場所づくり事業をNPO法人等に委託。</p>	<p>岐阜市 子ども未来部 子ども支援課支援係 TEL 058-214-2396</p>
<p>市民活動事業補助金 (H29 150万円)</p>	<p>自主的で公益的な活動を実施する市登録市民活動団体</p>	<p>市民活動団体の自主的で公益的な活動のきっかけづくりや、新規事業や事業拡大の促進など、団体の自立と活発化を推進することを目的に活動資金を助成する。 ≪補助率等≫ 補助対象経費の2分の1以内 上限30万円(1団体3回まで)</p>	<p>高山市 市民活動部協働推進課 TEL 0577-35-3412 http://www.city.takayama.lg.jp/ku-rashi/1000025/1000132/index.html</p>
<p>協働のまちづくり支援金 (H29 2億5千万円)</p>	<p>まちづくり協議会</p>	<p>市内全20地区に設立された「まちづくり協議会」が主体的に取り組む、地域の維持、改善、振興に関する事業に対し助成する。 (均等割60%、人口割30%、面積割10%で算出した額を各地区の上限額として設定)</p>	<p>高山市 市民活動部協働推進課 TEL 0577-35-3412 http://www.city.takayama.lg.jp/ku-rashi/1000025/1000132/index.html</p>

<p>多治見市まちづくり活動補助金 (H29 700万円)</p>	<p>多治見市内に主な活動場所があり、構成メンバーが3人以上の団体</p>	<p>年度内に多治見市内で実施する創意と工夫にあふれた自主的、主体的なまちづくり事業に補助金を交付（前年度に公開審査会で決定） *ハード事業 施設整備にかかる費用 20万円以上の補助対象経費 3/4 以内 補助限度額 225万円 3年以上継続する事業であること。 *ソフト事業 事業を行うために必要な経費 10万円以上の補助対象経費 1/2 以内 補助限度額 50万円</p>	<p>多治見市 くらし人権課くらしグループ TEL 0572-22-1134 http://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/shiminkatsudo/shien/machizukuri.html</p>
<p>子どもの支援プロジェクト補助事業（居場所づくり推進事業：子ども食堂） (H29 50万円)</p>	<p>NPO等子ども食堂を運営する団体</p>	<p>市内のひとり親家庭の子どもを支援するため、子どもの居場所づくりと基本的な生活習慣の取得支援、生活指導を行う活動を補助する。 ・子ども食堂開設にかかる備品等（補助限度額30万円） ・子ども食堂運営にかかる経費（補助限度額20万円）</p>	<p>関市 子ども家庭課 TEL 0575-23-7733</p>

<p>子ども・他世代交流食堂補助金 (H29 20万円)</p>	<p>市内に子ども・多世代交流食堂を開設する非営利団体</p>	<p>子どもが多世代と集い、ふれあう居場所づくりのために必要な食材費、食器等を補助する。1年度につき5万円(3年度まで)を限度に補助。(補助率2分の1以内)</p>	<p>羽島市 子ども支援課 TEL 058-392-1168</p>
<p>まちづくり活動助成事業 (H29 160万円)</p>	<p>要件を満たし、審査を通過した5人以上の構成員による団体</p>	<p>市民団体等が行うまちづくり活動のうち、子育て世代の安心づくりに関する活動についても対象としており、活動に要する経費の2分の1以内の額(上限20万円)を交付する(通算3回まで)。</p>	<p>可児市 市民部地域振興課 TEL 0574-62-1111 (内線2101、2102)</p>

《愛知県》

施策名・予算額	支援対象（支援を受けられる方）	支援の概要（趣旨、補助率等）	担当課・連絡先（詳細はこちらへ）
子ども食堂推進事業助成 （H29 150万円）	名古屋市内で「子ども食堂」を開設する地域住民団体、ボランティア団体、NPO法人等の団体	子どもの孤食を防止し、子どもが安心して食事ができる機会を提供することを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりを推進することを目的として、「子ども食堂」の開設を名古屋市社会福祉協議会を通じて支援 ・子ども食堂開設整備助成金 （上限5万円／1か所）	名古屋市 子ども青少年局子ども未来課 TEL 052-972-3081 名古屋市社会福祉協議会 TEL 052-911-3193
民営児童クラブ整備費補助金 （H29 300万円）	民営児童クラブ （社会福祉法人及び学校法人等「子ども・子育て支援整備交付金」対象外）	新たに児童クラブを建設する場合の工事費を対象に300万円を上限に補助し、改築の場合は100万円を上限に補助する。	豊橋市 こども未来部こども家庭課 TEL 0532-51-2858
子育て支援団体補助金 （H29 10万円）	子育て支援団体	親子交流の場の提供及び情報提供を行う子育て支援団体に補助金の交付を行う。 補助対象経費に相当する額の3分の2以内の額とし、1団体あたり10万円を限度（1回限り）	春日井市 青少年子ども部 子ども政策課 TEL 0568-85-6206 http://www.city.kasugai.lg.jp/mirai/22215/kosodate/012518.html